

中部電力株式会社浜岡原子力発電所
溶接安全管理審査結果

令和元年 1 1 月
原子力規制委員会

1. 審査を受けた組織

申請年月日及び申請書番号：令和元年 8 月 26 日 本浜岡発第 3 号

設置者名：

中部電力株式会社 浜岡原子力発電所

協力事業者名：

一般財団法人 発電設備技術検査協会

2. 審査の種類

1号組織安全管理審査

3. 審査年月日

文書審査年月日及び実施場所：令和元年 10 月 16 日 原子力規制庁

実地審査年月日及び実施場所：

令和元年 10 月 17 日、10 月 18 日

中部電力株式会社 浜岡原子力発電所

4. 審査を行った者の氏名

職・氏名： 原子力施設検査官 山形 英男

原子力施設検査官 田中 孝行

5. 溶接事業者検査の執行責任者氏名

職・氏名： 発電所長 吉田 博

6. 溶接事業者検査の内容

直近の通知を受けた日から三年を超えない時期に行った溶接事業者検査

(溶接事業者検査項目：溶接施工法、溶接士の技能、溶接作業中検査、非破壊試験、耐圧試験)

7. 審査に適用した基準

溶接安全管理審査に関する運用要領(平成 26 年 2 月 27 日付け原管 B 発第 1402271 号)

添付資料 1 「溶接安全管理審査の審査基準」

1. 継続的な品質保証の確保がなされているか確認する事項

2. 溶接事業者検査の実施に係る体制について確認する事項

8. 審査の結果

審査項目	審査結果※	
	継続的な 品質保証体制	溶接事業者 検査実施体制
溶接事業者検査の実施に係る組織	良	良
検査の方法	良	良
工程管理	良	良
検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	良	良
検査記録の管理に関する事項	良	良
検査に係る教育訓練に関する事項	良	良

※ 審査結果欄にはそれぞれの審査項目に対する審査結果として「良」、「改善すべき事項あり」を記載し、所見で詳細を説明。該当しない欄には「－」を記載する。

9. 所見

9.1 総合所見

溶接安全管理審査に関する運用要領に基づき審査した結果、設置者の継続的な品質保証体制は適切に確保されており、溶接事業者検査は適切な体制で実施されていることから、設置者の溶接事業者検査の体制は、審査基準に照らし適合であると判断する。

9.2 溶接事業者検査の実施に係る組織の適切性

所見及び関連文書

(所見)

溶接事業者検査の実施に係る組織に関する規程類は整備、維持され、継続的な品質保証体制の確保がなされていた。また、規程に従って溶接事業者検査の実施体制が適切に確立されていた。

以上のことから、溶接事業者検査の実施に係る組織については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・原子力品質保証規程
- ・品質保証計画書

- ・ 業務計画策定・評価指針
- ・ 原子力業務計画書策定手引
- ・ 法令・追加要求事項等管理手引
- ・ マネジメントレビュー手引
- ・ 内部監査対応手引
- ・ プロセスの監視および測定手引
- ・ 文書管理指針
- ・ 文書管理手引
- ・ 指針類取扱手引
- ・ 力量認定手引
- ・ 調達管理手引
- ・ 不適合管理指針
- ・ 自プラント不適合等処置手引
- ・ 他施設不適合情報管理手引
- ・ 根本原因分析手引
- ・ 保守管理指針（運転）
- ・ 工事計画確認書取扱手引
- ・ 検査管理手引（運転）
- ・ 原子力内部監査指針
- ・ 原子力内部監査の手引

9.3 検査の方法の適切性

所見及び関連文書

（所見）

検査の方法に関する規程類は整備、維持され、継続的な品質保証体制の確保がなされていた。また、規程に従って適切に溶接事業者検査が実施されていた。

以上のことから、溶接事業者検査に係る検査の方法については審査基準に照らし適合であると判断する。

（関連文書）

- ・ 法令・追加要求事項等管理手引
- ・ 調達管理手引
- ・ 不適合等管理指針
- ・ 自プラント不適合等処置手引
- ・ 検査管理手引（運転）

9.4 工程管理の適切性

所見及び関連文書

(所見)

工程管理に関する規程類は整備、維持され、継続的な品質保証体制の確保がなされていた。また、規程に従って溶接事業者検査に係る工程管理が適切に実施されていた。

以上のことから、溶接事業者検査に係る工程管理については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・ 調達管理手引
- ・ 不適合等管理指針
- ・ 自プラント不適合等処置手引
- ・ 検査管理手引（運転）

9.5 検査において協力した事業者がある場合には当該事業者の管理の適切性 所見及び関連文書

(所見)

協力事業者の管理に関する規程類は整備、維持され、継続的な品質保証体制の確保がなされていた。また、規程に従って溶接事業者検査に係る協力事業者の管理が適切に実施されていた。

以上のことから、溶接事業者検査に係る協力事業者の管理については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・ 検査管理手引（運転）
- ・ 調達管理指針
- ・ 調達管理手引
- ・ 調達先監査手引

9.6 検査記録の管理の適切性

所見及び関連文書

(所見)

検査記録の管理に関する規程類は整備、維持され、継続的な品質保証体制の確保がなされていた。また、規程に従って溶接事業者検査に係る検査記録が適切に管理されていた。

以上のことから、溶接事業者検査に係る検査記録の管理については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・ 文書管理指針
- ・ 文書管理室運用手引
- ・ 検査管理手引 (運転)

9.7 検査に係る教育訓練の適切性

所見及び関連文書

(所見)

検査に係る教育訓練に関する規程類は整備、維持され、継続的な品質保証体制の確保がなされていた。また、規程に従って溶接事業者検査に係る教育訓練が適切に実施されていた。

以上のことから、溶接事業者検査に係る教育訓練については審査基準に照らし適合であると判断する。

(関連文書)

- ・ 教育指針
- ・ 力量認定手引
- ・ 調達管理手引
- ・ 検査管理手引 (運転)